

第1回新型コロナウイルス感染症上田市対策本部会議の概要

日時：令和2年4月8日（水）
午前10時30分から

上田市ではこれまで「上田市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しており、法律に基づかない任意の本部により対応してきましたが、昨日の緊急事態宣言を受け、法定の「新型コロナウイルス感染症上田市対策本部」に移行しました

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出された場合、全ての市町村長は法令に基づき直ちに市町村対策本部を設置することとなります

1 上田市業務継続計画（BCP）について

【資料：上田市業務継続計画（BCP）（案）（新型コロナウイルス感染症対応編）】

上田市における非常時の業務継続体制や優先業務等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するための計画案について、総務部長から資料に基づき説明がありました。緊急事態宣言が出された場合には、都道府県の役割がほとんどとなるが、状況に応じて都道府県の要請・依頼により臨時の医療施設の開設や土地等の使用など協力することになることなどが確認されました

※資料は本部会議資料を参照ください

2 圏域内で感染者が増加した場合の医療等の対応について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、長野県から市町村（上田市）へ依頼があった場合には、対策本部会議で情報を共有し関係部局が協力し対応していくようになる

3 その他の事項

- ・小中学校の対応について、中澤教育次長から議題が挙がり、上田市では、「上田保健所管内で感染者が発生した場合は翌日から臨時休校」という通知をすでに出しているが、状況の変化を踏まえ、「4月13日～24日を臨時休校」することを決定しました。また、給食については、早めの休校期間の告知により、リスクを抑えていくこととしました
- ・臨時の給付金等、国の決定から対応するようになる業務について、それぞれ対応する窓口を至急検討していくこと